

宣誓第 号

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

(宣誓者)

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生

(ファミリーシップ対象者)

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生

宣誓日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

継続届出日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

豊川市長

印

## 1 豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活で互いに協力し合うことやパートナーであることを誓う2人の関係や、その2人の一方又は双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を市が証明する制度です。なお、本制度は、婚姻とは違い、法的な効力を有するものではありません。

## 2 受領証の交付要件

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の際、以下の要件を満たすことを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことやパートナーであることを約した2人であること。
- (2) ファミリーシップ対象者は、パートナーの一方又は双方の近親者等（三親等内の者）を含め、家族であることを約した関係であること。
- (3) 宣誓当日において、パートナーの双方が成年に達していること。
- (4) 双方又は一方が豊川市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定していること。
- (5) 双方が現に婚姻をしておらず、かつ宣誓者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (6) パートナーの双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

## 3 通称名を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 \_\_\_\_\_ 通称名 \_\_\_\_\_

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_ 戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

## 4 特記事項

\_\_\_\_\_

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。